

市川市役所のグリーン購入に関する指針

◇趣 旨

地球温暖化などの広域的で長期的な環境問題は、大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済社会システムがもたらした負の遺産と言われている。こうした問題に対応していくには、この従来型のシステムを物質循環を基調とした資源循環型に変え、持続的発展が可能な社会をめざしていくことが求められている。

グリーン購入については、国における関係法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）の制定などを受け、市においても早急な指針・方針の策定が必要との判断から、平成 13 年に「市川市役所のグリーン購入に関する指針」を策定した。それ以降毎年、指針・方針を見直している。

なお、本指針は、環境に配慮した物品を市役所が総合的かつ計画的に購入することにより、環境への直接的な負荷を低減することを目的とするが、同時に環境配慮型物品の市場の拡大やこれに伴う各種コストの低下を促し、市民や事業者がグリーン購入に取り組むための基盤の整備に繋げる役割も併せ持つものである。

さらに、市民や事業者のグリーン購入に対する意識の高揚にも寄与するものである。

◇基本方針

市川市役所では、物品等の購入及び使用における環境への負荷を低減していくため、単に物品等の直接的な環境への負荷にとどまらず、資源採取から廃棄に至るライフサイクル全体についての環境負荷の低減を考慮し行うものとする。

また、調達総量をできるだけ抑制することも環境への負荷の低減に繋がることから、物品等の合理的な使用等に努め、必要最小限の物品等を購入するよう努めるものとする。

さらに、物品等の購入に当たっては、事業者の環境負荷低減のための取組も考慮し行うものとする。

◇具体的な考慮事項

物品等の選択は、それぞれの事務・事業の特性を勘案した上で、適切に行われるべきものであるが、基本方針に基づき、製品・サービスの選択等に係る考慮事項に留意し行うものとする。

なお、事業者における環境負荷低減のための取組の考慮は、業者選定等に係る考慮事項を参考とし行うものとする。

【製品・サービスの選択等に係る考慮事項】

- 1) 購入自体の必要性を十分に勘案し、購入量を決定すること。
- 2) 環境や人の健康に被害を与えるような物質の使用及び放出が削減されていること。
- 3) 資源やエネルギーの消費が少ないこと。
- 4) 資源を持続的可能な方法で採取し、有効利用していること。
- 5) 長期間の使用が可能な構造となっていること。
- 6) 再使用が可能なこと。

- 7) 止むを得ず使用を中止する場合を考慮し、リサイクルが可能な材質や構造となっていること。
- 8) 再生された素材や再使用された物品を多く利用していること。
- 9) 止むを得ず廃棄する場合を考慮し、処理や処分が容易なこと。

【業者選定等に係る考慮事項】

- 1) 組織的に環境改善に取り組む仕組み等があること。
- 2) 省資源、省エネルギー、化学物質等の管理・削減、グリーン購入、廃棄物の削減など、具体的な環境負荷の低減に取り組んでいること。
- 3) 環境に関連する情報等を積極的に公開していること。

◇位置づけ

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」の理念に基づき策定するものである。

◇対象とする環境物品等

国の基本方針において定められた特定調達品目を、市川市役所においても「対象とする環境物品等」とし、調達を実施する際は、国が定めた基本方針に規定された判断の基準に従うものとする。ただし、やむを得ない場合は、グリーン購入ネットワークが定めた商品分野ごとの購入指針（グリーン購入ガイドライン）の基準に従うものとする。

また、特定調達品目以外についても、できる限り環境負荷の低減を図った物品等の調達に努めるものとする。

◇達成目標

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」第10条の規定を受け、毎年度定める調達方針のなかで、調達品目（分野）毎に当該年度の調達目標を設定するものとする。

◇適用範囲

原則として、市が行う事務及び事業に関する施設・事項の全てを適用範囲とする。

但し、特殊性の高い事業等に関しては、適用範囲とするか否かを適宜検討するものとし、その検討はグリーン購入検討会が行うものとする。

◇推進体制

日常のグリーン購入の推進は、課及び課相当の組織を単位として行い、年度毎の取組結果等に基づくグリーン購入の推進は、環境マネージャーを中心とした部単位で行うものとする。

グリーン購入に関する連絡調整等は「環境マネージャー全体会議」で行い、調達方針等の作成又は見直しに関しては「グリーン購入検討会」を設置し行うものとする。

◇職員に対する研修等

適宜、対象とする職員に対し研修等を行うものとする。

◇実績の取りまとめ及び公表の方法

実績の取りまとめは各年度を上半期・下半期に分け行うものとし、調査は年2回、課及び課相当の担当を単位として行い、取りまとめ及び公表する。

なお公表については、毎年度発行する市川市環境白書、半年毎に作成するグリーン購入取組報告書、市のホームページなどを活用していく。

◇評価手法

各年度の取りまとめ結果から、各分類の達成率や部署別の推進状況等を勘案し、評価を行うものとする。

また、部署や分類単位で算出した達成率を基に、グリーン購入の効果的な推進に努めるものとする。

◇環境物品等に関する情報の活用と提供

国等から提供される情報を十分活用し、環境負荷の低減に資する物品等を積極的に調達するよう努めるものとする。

また、グリーン購入の推進で得たデータやノウハウを公表することにより、環境物品等の市場の拡大や各種コストの低下を促すよう努めるものとする。

さらに特定調達品目に関しては、判断の基準を事前に公表し、調達手続の透明性や公正性を確保するとともに、速やかな事務・事業の執行にも配慮するものとする。

◇備 考

グリーン購入検討会は、次のメンバーで構成するものとする。

- | | |
|--------------|----------------------|
| ○総務課長又は総務課職員 | ○総合環境課長又は総合環境課職員 |
| ○財政課長又は財政課職員 | ○教育総務課長又は教育総務課職員 |
| ○管財課長又は管財課職員 | ○消防総務課長又は消防総務課職員 |
| ○契約課長又は契約課職員 | ○情報システム課長又は情報システム課職員 |

なお、グリーン購入は、実行組織（部）単位での自主的な取り組みを基本としているが、グリーン購入検討会を構成する課は、それぞれの所管事務・事業において基本方針等に基づき、他の実行組織のグリーン購入を促進するための施策を積極的に講ずるものとする。